

住宅用火災警報機の設置義務化のお知らせ

三 宅 村 消 防 部

住宅防火対策については、これまでも消防行政の最重要課題として取り組んできました。ご存知でしたか。住宅火災は建物火災の約60%にのぼり、死傷者では、じつに約90%に達しています。しかもその被害者の半数以上が65歳以上の高齢者。死亡原因の70%が逃げ遅れと報告されております。

火災の早期発見と、初期消火、避難の重要性が叫ばれ、いま「住宅用火災警報器」に注目が集まっています。欧米の統計でも、火災警報機が大きな成果をあげていることがわかっています。大切な命や財産を守る「住宅用火災警報器」を皆さんのお住まいにも設置しましょう。決して他人事ではないのです。

東京都内（稲城市・島嶼地区を除く。）では、平成16年10月1日から、住宅を新築又は改築しようとするときは、住宅用火災警報機の設置が義務付けられており、消防法では、平成18年6月1日から、住宅を新築、又は改築しようとするときは、住宅用火災警報機の設置が義務付けられました。

火災予防条例の改正概要は、次のとおりです。

1 住宅用火災警報機の設置義務対象について

住宅の建築主は、住宅を新築、又は改築及び既存の住宅に、火災予防条例で定める設置基準に従い、当該住宅に住宅用火災警報器を設置しなければならないこととされました。（既存の住宅については平成23年6月1日よりこの規定を、適用します。）

2 住宅用火災警報器の設置場所等について

住宅内の各寝室、及び階段に設置が必要です。

※ 設置する住宅用火災警報器は、原則として、煙を感知するものとしております。

3 住宅用火災警報器の性能について

新築、又は改築及び既存の住宅に設置する住宅用火災警報器は、火災予防条例で定める一定の性能を有することが必要です。

4 住宅用火災警報器の設置届について

住宅用火災警報器を設置した建築主は、管轄する消防長へ「住宅用火災警報器設置届」を届け出ることが義務付けられました。

住宅をお建てになる方 及び 住宅をご購入される方へ 住宅用火災警報器を条例の基準に従って設置し、管轄する消防長に届け出てください

詳しくは、三宅村消防本部にお問い合わせください。

（お問い合わせ） 三宅村消防本部 予防係 TEL 6-0119